

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百六十五とすること。

(第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係)

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百六十七・五とすること。

(第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の規定は、令和三年四月一日から施行すること。

(附則関係)